

令和 2 年 度
労働行政運営方針

【追記版】

厚生労働省 茨城労働局

新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

【課題】

昨年度から新型コロナウイルス感染症が発生しており、それに対応するため、継続的に取組を推進する必要がある。

【今後の取組】

茨城労働局、労働基準監督署（以下「監督署」という。）及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、引き続き、労働者及び事業主からの休業や助成金等に関する相談に迅速かつ円滑に対応する。

また、雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じているため、雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、特例措置を大幅に拡大したところであり、周知及び迅速な支給に努める。

さらに、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法に基づく年次有給休暇を除く。）を取得した労働者が生じた企業に対する助成金（小学校休業等対応助成金）や、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に対する支援金（小学校休業等対応支援金）について、機動的かつ的確に対応する。

感染拡大防止の観点から、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、新設した時間外労働等改善助成金（テレワークコース及び職場意識改善コース）の特例コースについて、引き続き利用促進に努める（令和2年度より、働き方改革推進支援助成金に改称）。

これらに加え、茨城労働局及び監督署においては、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業・小規模事業者に与える影響に配慮し、労働基準関係法令の周知徹底等、きめ細やかな対応に努める。

ハローワークにおいては、求職者の置かれた状況に応じて、きめ細かな就職支援を行うとともに、雇用保険の基本手当の支給や、求職者支援制度による再就職支援に取り組むほか、採用内定の取消しを受けた新卒者等に対して、新卒応援ハローワーク等において、学校とも連携しながら、新たな就職先の確保に取り組むなど、丁寧な就職支援に努める。